相続定期預金

２０２６年６月１日現在

<table>
<tr><td>１．商品名（愛称）</td><td>・自由金利型定期預金〈M 型〉又は自由金利型定期預金〈大口定期預金〉
（愛称）相続定期預金</td></tr>
<tr><td>２．取扱期間</td><td>・当金庫のホームページにおいて公表します。</td></tr>
<tr><td>３．販売対象</td><td>・個人及び個人事業主の方</td></tr>
<tr><td>４．期　間</td><td>・１年（元金自動継続扱又は元利金自動継続扱）</td></tr>
<tr><td>５．預　入
⑴ 預入方法
⑵ 預入金額

⑶ 預入単位</td><td>
・一括預入
・１００万円以上　※　100 万円以上 1,000 万円未満…自由金利型定期預金〈M型〉
1,000 万円以上…自由金利型定期預金〈大口定期預金〉
・１円単位</td></tr>
<tr><td>６．払戻方法</td><td>・満期日以後に一括して払い戻します。</td></tr>
<tr><td>７．制約事項等</td><td>・相続により取得した資金の範囲内といたします。
・金融機関での相続手続き完了後１年以内に取得した資金といたします。
※被相続人の死亡に伴う保険金も対象となります。
・本商品は、当初満期日まで「相続定期預金」としてお取り扱いし、初回満期日に、満期日の店頭表示金利で自動継続（以後の満期日も同様）いたします（金利の上乗せはいたしません）。</td></tr>
<tr><td>８．ご用意いただくもの</td><td>・お手続きの際には、次の書類が必要となります。
①本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
②お届け印
③遺産分割協議書（写）
④金融機関に提出した相続に関する依頼書等（写）
⑤戸籍謄本（写）及び被相続人名義の解約済通帳又は計算書、振込み通知書等（写）
⑥遺言書（公正証書遺言又は自筆証書遺言で検認済のもの）（写）及び被相続人名義の解約済通帳又は計算書、振込通知書等（写）
※当金庫で相続手続きをされた方は、①・②のみ、当金庫以外で相続手続きをされた方は、①・②のほか③～⑥のいずれかが必要となります。
※お預け入れいただく資金の内容により、上記以外の書類をご提出いただく場合があります。</td></tr>
<tr><td>９．利　息
⑴ 適用金利

⑵ 利払方法(頻度)
⑶ 計算方法</td><td>
・固定金利
・当初預入時の適用金利は、預入時の店頭表示の利率に年０.１０％を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。（預入金額に応じた適用金利は、下表のとおりです。）
【当初預入時の適用金利表】
<table>
<tr><th>預　入　金　額</th><th>基　準　金　利</th><th>上乗金利</th></tr>
<tr><td>100 万円以上 300 万円未満</td><td>スーパー定期 300　１年ものの利率</td><td rowspan="3">年０.１０％</td></tr>
<tr><td>300 万円以上 1,000 万円未満</td><td>スーパー定期 300　１年ものの利率</td></tr>
<tr><td>1,000 万円以上</td><td>大口定期預金 300　１年ものの利率</td></tr>
</table>
・初回満期時の自動継続後は、継続日における店頭表示金利を適用します。
・満期日以後に一括して支払います。
・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算とします。</td></tr>
</table>

《裏面に続く》

《前頁から続く》

10. 税　金	・２０１３年1月1日から２０３７年１２月３１日までの期間は、復興特別所得税が課税されますので、利息には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合を除きます。）
11. 手数料	ー
12. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年０.５％上乗せした利率）。 ・遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。
13. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第４位以下切捨）及び預入日又は自動継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ①　預入期間が６か月未満の場合　：約定利率×20%又は解約日の普通預金利率の何れか低い方 ②　預入期間が６か月以上１年未満の場合：約定利率×30%
14. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（９時～17 時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
16.その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 ・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。

遠軽信用金庫